

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人田崎医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県大村市古町316番地1

(3) 設立認可年月日 平成 6年 2月 21日

(4) 設立登記年月日 平成 6年 3月 4日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
省略		

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人田崎 医院	421052124 3	長崎県大村市古町1丁 目316番地1	一般病床4床

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
無		

(3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考
無		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年11月30日 令和5年度決算の決定

法人名 医療法人田崎医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市古町1丁目316番地1

貸 借 対 照 表

(令和7年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	31,728	I 流動負債	26,581
II 固定資産	34,790	II 固定負債	0
1 有形固定資産	34,543	負債合計	26,581
2 無形固定資産	237	純資産の部	
3 その他の資産	10	科 目	金 額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	29,937
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	39,937
資産合計	66,518	負債・純資産合計	66,518

法人名 医療法人田崎医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市古町1丁目316番地1

損 益 計 算 書
(自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	103,488
2 事業費用	129,578
本来業務事業損失	△ 26,090
事業損失	△ 26,090
II 事業外収益	879
III 事業外費用	0
経常損失	△ 25,211
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	△ 25,211
法人税等	74
当期純損失	△ 25,285

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 田崎医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市古町1丁目316番地1

財 産 目 録

(令和7年9月30日現在)

1. 資 産 額	66,518 千円
2. 負 債 額	26,581 千円
3. 純 資 産 額	39,937 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	31,728
B 固 定 資 産	34,790
C 資 産 合 計 (A+B)	66,518
D 負 債 合 計	26,581
E 純 資 産 (C-D)	39,937

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人田崎医院

理事長 田崎 賢一 殿

私は、医療法人田崎医院の令和6会計年度（令和6年10月1日から令和7年10月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年12月4日

医療法人田崎医院

監事 吉田 達司